

東京都水道局「週休2日制確保工事」実施要領

1 目的

建設業界では就業者の著しい高齢化や若手技術者の離職、入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、働き方改革の推進に伴い、建設業の就業者においても厳格な労働管理が求められている。

将来にわたり社会資本の整備及び維持管理を継続していくためには、建設業界の技術者を確保・育成するとともに労働環境を改善していくことが重要である。

そこで、建設現場において、土日を休日とする「完全週休2日制」の実現に向け、段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休2日制」の実現を目指し、週休2日制確保工事の実施の流れ、提出資料等を定めたものである。

2 週休2日制確保工事とは

週休2日制確保工事は「現場閉所工事」、「交替制工事」両用語のことを指す。

「現場閉所工事」とは、現場閉所により、技術者等の週休2日の確保に取り組む工事

「交替制工事」とは、技術者等各々の休日日数で週休2日の確保に取り組む工事

3 対象工事

全ての土木工事、水道用機械・電気設備工事（以下「設備工事」という。）及び建築工事（建築設備工事を含む。以下「建築工事」という。）を対象とする。

なお、原則「現場閉所工事」とする。

ただし、以下（１）～（３）に該当する工事は対象外とすることができる。また（４）に該当する工事については「交替制工事」または対象外とすることができる。

- （１）対象期間（本要領４参照）が１か月（約30日）未満の工事
- （２）緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- （３）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事
- （４）工事内容及び施設の実情等により対応が困難な工事

4 週休2日の定義

（１）週休2日の考え方

週休2日は、土曜日・日曜日を休日とする現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。ただし、受注者の責によらず、土曜日・日曜日に現場作業等を余儀なくされる場合は、受発注者間の協議により、土曜日・日曜日以外の曜日に休日を任意に設定し、現場閉所を行うことで週休2日に取り組むこととする。

（２）現場閉所工事

ア 週休2日とは、対象期間において、完全週休2日（土日）、月単位の週休2日または通期の週休2日のいずれかにより現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇5日間※1、工場製作のみを実施している期間、全部一時中止期間のほか、発注者が対象外と認める期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等）は含まない。

工事契約後、完全週休2日（土日）の取組みに当たって、受注者の責によらず土日に現場作業等を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日（以下「代替休日」という。）を設定する。代替休日は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

ウ 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、現場事業所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

エ 現場閉所率※2とは、対象期間内における現場閉所日数の割合をいう。

オ 完全週休2日（土日）とは、対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週7回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行っていれば、完全週休2日（土日）を達成しているとみなす。

カ 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、現場閉所率が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の現場閉所では、現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

キ 通期の週休2日とは、対象期間において、現場閉所率が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ク 降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（3）交替制工事

ア 週休2日とは、対象期間において、完全週休2日、月単位の週休2日または通期の週休2日のいずれかにより現場で従事した全ての技術者及び技能労働者が4週8休以上の休日確保したと認められる状態をいう。

イ 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの技術者及び技能労働者の従事期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇5日間※1については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者それぞれが休日確保出来ていればよい。受注者の責によらず交替制による週休2日の実施が困難な期間は対象期間に含まない。

ウ 技術者及び技能労働者とは、施工体制台帳上の元請及び下請技術者等が対象となる。

エ 休日率とは、対象期間内に現場で従事した全ての技術者及び技能労働者が取得した休日日数の対象期間日数に対する割合をいう。

オ 完全週休2日とは、対象期間内の全ての週において、休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

カ 月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

キ 通期の週休2日とは、対象期間において、休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

ク 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

ケ 降雨、猛暑、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※1 夏季休暇の考え方については、別添1「夏期休暇期間の導入について」を参照する。

ただし、建築工事は対象外とする。
※ 2 現場閉所率の算出に当たっては、別添 2 を参考とすること。

5 工期の変更

工期の変更理由が以下の（１）～（３）に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。

- （１）契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
- （２）全部一時中止や一部一時中止により全体工程に影響が生じた場合
- （３）その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

6 積算方法

（１）書類作成費用

週休 2 日制確保工事に伴う書類の作成費用は、現場閉所率に応じて補正する経費に含まれるため、別途計上は行わない。

（２）経費の補正

ア 土木工事

（現場閉所工事）

（ア）完全週休 2 日（土日）または月単位の週休 2 日の達成状況に応じ、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正するとともに、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、市場単価、土木工事標準単価を補正する。

（イ）当初設計時に完全週休 2 日（土日）の達成を前提として経費の補正を行う。

（ウ）完全週休 2 日（土日）を達成しなかった場合は、後述の 8（４）最終変更時によることとする。

表6.1 土木工事の週休 2 日制補正係数（現場閉所工事）

	完全週休 2 日 （土日）	月単位の週休 2 日
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02
労務費	1.02	1.02

市場単価及び土木工事標準単価の補正については **別紙 1** を参照すること。

（交替制工事）

対象期間において完全週休 2 日または月単位の週休 2 日を達成した場合は、間接工事費（現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費、市場単価、土木工事標準単価に対して週休 2 日の補正を適用した単価を計上する。

表6.2 土木工事の週休 2 日制補正係数（交替制工事）

	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
現場管理費率	1.03	1.02
労務費	1.02	1.02

なお、市場単価及び土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上は**別紙 1** を参照すること。

イ 設備工事

(現場閉所工事)

- (ア) 完全週休 2 日（土日）または月単位の週休 2 日を達成状況に応じ、間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上分）に計上される単価のうち労務費に 対して週休 2 日の補正した単価を適用する。
- (イ) 当初設計時に完全週休 2 日（土日）の達成を前提として経費の補正を行う。
- (ウ) 完全週休 2 日（土日）を達成しなかった場合は、後述の 8（4）最終変更時によることとする。

表6.3 設備工事の週休 2 日制補正係数（現場閉所工事）

	完全週休 2 日 （土日）	月単位の週休 2 日
共通仮設費率	1.02	1.01
現場管理費率	1.03	1.02
労務費	1.02	1.02

(交替制工事)

対象期間において休日確保状況が完全週休 2 日または月単位の週休 2 日を達成した場合は、休日確保状況に応じて、労務費及び現場管理費を以下の補正係数により補正する。

表6.4 設備工事の週休 2 日制補正係数（交替制工事）

	完全週休 2 日	月単位の週休 2 日
現場管理費率	1.03	1.02
労務費	1.02	1.02

ウ 建築工事

(現場閉所工事)

対象期間において現場閉所状況が 4 週 8 休（現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日））以上の場合は、以下のとおり、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物掲の材工単価）（以下「市場単価等」という。）補正を行う。

(ア) 複合単価

当初設計時に複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正する。

(イ) 市場単価等

当初設計時に市場単価等は、別紙 2 の表の補正率を乗じ、単価を補正する。

なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正する。

(交替制工事)

休日確保状況が 4 週 8 休以上（休日率が 28.5%（8 日/28 日）以上）の場合は、最終変更時に以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価と、市場単価及び建設資材定期刊行物の掲載価格（市場単価以外の材工単価）（以下「市場単価等」という。）の労務費）を補正し計上する。

(ア) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数 1.05 を乗じて補正する。

(イ) 市場単価等

市場単価等は、別紙2の表の補正率を乗じ、単価を補正する。

なお、新築、改築及び全館無人改修の場合は新営補正率、執務並行改修の場合は執務並行改修補正率を用いて補正する。

7 工事成績評定

週休2日を実施できなかった場合であっても、工事成績の減点を行わない。

8 業務の流れ

(1) 工事発注時

発注者は、本要領3により「現場閉所工事」、「交替制工事」、「対象外」のいずれかを選択する。このとき、「交替制工事」を選択する場合は、事前に技術管理課と協議すること。

「現場閉所工事」は、当初設計時に完全週休2日（建築工事は4週8休以上）の達成を前提として経費の補正を行う。「交替制工事」は工事完了日確定後、週休2日の状況を確認し、設計変更にて状況に応じた経費の補正を行う。起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に、当該工事が「現場閉所工事」又は「交替制工事」である旨を記載する。

(2) 工事契約時

発注者は、週休2日制確保工事の実施について、受注者の意向を確認する。

受注者は、週休2日制確保工事を希望しない場合、現場施工に着手する（現場事務所の設置、資機材の搬入又は試験掘等の準備工事が開始される）日（以下「現場着手日」という。）までに、希望しない旨の理由を付して発注者に報告する（別添3参照）。この場合、受注者は以降の「8 業務の流れ」に記載の義務を負わない。

なお、「対象外」とした工事（ただし、対象期間が1か月（約30日）未満の工事は除く）については、受注者から申し出があった場合は協議により「現場閉所工事」または「交替制工事」とすることができる。

(3) 工事施工時

ア 現場閉所工事

(ア) 受注者は、工事広報板を設置する場合「週休2日制確保工事」である旨を記載する。

(イ) 受注者は、現場閉所を行うにあたり、事前に週間工程表やメール等で監督員に報告する。休日（平成元年東京都条例第10号第1条第1項に規定する東京都の休日）においても、週間工程表またはメール等で休日の施工予定がないことが確認できれば、現場閉所と判断する。

(参考) 表8.1 提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	週間工程表やメール等	提出書類なし
作業日	提出書類なし	週間工程表やメール等

※受注者は、月ごとに現場閉所の達成状況を整理すること。

イ 交替制工事

(ア) 受注者は、工事広報板を設置する場合「週休2日制確保工事」である旨を記載する。

(イ) 受注者は、現場閉所を行うにあたり、事前に週間工程表やメール等で監督員に

報告する。

(4) 最終変更時

発注者は、現場閉所の実施結果又は休日確保状況に応じ「6 積算方法」のとおり、設計変更を行う。

ア 土木工事及び設備工事の場合

(現場閉所工事)

受注者は、工事完了日確定後速やかに別添2を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者に提出する（報告様式は「統一26様式」）。

発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）を満たさないもののうち、月単位の週休2日を満たすものは月単位の週休2日の補正係数に変更し、月単位の週休2日未満のものは補正係数1として変更する。

(交替制工事)

受注者は、工事完了日確定後速やかに、対象期間内の技術者及び技能労働者全ての休日確保状況結果が確認できる「休日確保状況報告書」（別添4）を作成し、発注者に提出する（報告様式は「統一26様式」）。

実施結果が完全週休2日または月単位の週休2日を満たす場合は、休日確保状況に応じて経費を補正する。

イ 建築工事の場合

(現場閉所工事)

対象期間において実施結果が4週8休未満の場合は、複合単価及び市場単価等の補正係数は1として、変更する。

(交替制工事)

対象期間において休日確保状況が4週8休以上の場合は、経費を補正し、増額変更する。

9 留意事項

- (1) 発注者は、受注者より提出された「工事週報や電子メール」及び「現場閉所報告書」または「休日確保状況報告書」により、取組を確認する。
- (2) 現場閉所工事において、発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (3) 現場閉所工事において、発注者における現場閉所状況の確認については、各工事単位で行う。
- (4) 週休2日制確保工事の実施に当たって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則（令和6年3月28日付5水建技管第774号）

この要領は、令和6年4月1日以降に起工し、公告等を行う案件に適用する。

附則（令和6年5月31日付6水建技管第190号）

この要領は、令和6年6月1日以降に起工し、公告等を行う案件に適用する。

附則（令和7年1月20日付6水建技管第749号）

この要領は、令和7年2月1日以降に起工し、公告等を行う案件に適用する。

附則（令和7年9月26日付7水建技管第476号）

この要領は、令和7年10月1日以降に起工し、公告等を行う案件に適用する。

附則（令和8年9月28日付8水建技管第360号）

この要領は、令和8年10月1日以降に起工し、公告等を行う案件に適用する。

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休 2 日 (土日)	月単位	完全週休 2 日 (土日)
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01	1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02

名称	区分	現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日 (土日)
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
	取付管布設及 び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価方式による週休２日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休２日 (土日)	月単位	完全週休２日 (土日)
構造物取壊し工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレン管 (ハウル管) 設置工		1.02	1.02	1.02	1.02

市場単価等の補正率（建築工事）

工種	新営補正率	執務並行 改修補正率
仮設工事	1.03	1.03
土工事	1.03	1.03
地業工事	1.03	1.03
鉄筋工事	1.04	1.04
コンクリート工事	1.04	1.04
型枠工事	1.03	1.03
鉄骨工事	1.04	1.04
既製コンクリート	1.03	1.03
防水工事	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	1.04	1.17
石工事	1.02	1.02
タイル工事	1.03	1.03
木工事	1.02	1.02
屋根及びとい	1.02	1.02
金属工事	1.02	1.11
左官工事（仕上塗材仕上）	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	1.04	1.18
建具（ガラス）	1.02	1.12
建具（シーリング）	1.04	1.19
塗装工事	1.04	1.18
内外装工事	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	1.02	1.10
ユニットその他	1.01	1.01
排水工事	1.03	1.03
舗装工事	1.02	1.02
植栽及び屋上緑化	1.03	1.03
解体工事	1.03	1.03
解体工事（内装材）	1.05	1.05
撤去工事	1.05	1.05

市場単価等の補正率（電気設備工事）

工種	摘要	新営補正率	執務並行 改修補正率
配管工事	電線管、2 種金属線及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.20
電動機その他接続工事	金属可とう電線管	1.03	1.17
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

市場単価等の補正率（機械設備工事）

工種	摘要	新営補正率	執務並行 改修補正率
保温工事	配管用	1.03	1.18
	ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具	取付手間のみ	1.04	1.25